

インターネット  
知的財産権侵害品流通防止ガイドライン  
2008/3/14

## ■はじめに

本ガイドラインは、インターネットオークションサイトなどを通じて知的財産権侵害品（以下「違法品」とする）が流通することを防ぐために、権利者、ならびにインターネットオークション事業者（以下「サイト運営者」とする）がとるべき行動をまとめたものです。

関係者は、上記目的を達するためには、本ガイドラインに基づく出品物の削除だけでは不十分であり、利用者に対する啓発活動および侵害者の特定、損害賠償の請求、刑事告訴といった措置を、協同して、総合的に進めていくことが不可欠であるとの前提にたち、それぞれの立場において最善の努力を払うものとします。

また、本ガイドラインの運用にあたっては、正当な消費者の利益を奪うことのないよう、十分に留意するものとします。

※なお、本ガイドラインは削除措置を中心とした自主的な取組みを定めるものであり、憲法および電気通信事業法上規定されている「通信の秘密」にあたる「発信者情報」の開示については、プロバイダ責任制限法による要件が厳格であることを踏まえて本ガイドラインからは除外し、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会に委ねるものとします。

## 1.違法品の削除ならびに違法品判断基準

サイト運営者は、原則として以下の場合にインターネットオークションへの出品(以下「当該出品」という)につき削除措置を講じるものとする。各場合の具体的基準は下記のとおりとする。

- A. サイト運営者自らが、第三者たる一般人の視点で、客観的に当該出品の対象物が違法物であると判断できる場合
- B. 正規の権利者の申し出および疎明によって、サイト運営者が当該出品の対象物が違法物であると判断できる場合
- C. オークション事業者、権利者双方の認識が一致した場合

### A. サイト運営者自らが、第三者たる一般人の視点で、客観的に当該出品が違法物であると判断できる場合の具体的基準。

商品説明文に以下の内容が記載されている場合。(以下、詳細は別紙 A. のとおり) 注

(1)権利侵害品であると出品者自身が認めている場合

(2)権利侵害品であることが推測される表現がなされている場合

- a.権利侵害品であることを強く推測させるもの(一般)
- b.権利侵害品であることを強く推測させるもの(品質)
- c.他の表現と組み合わせると権利侵害品であると窺い知ることができるものや真正品との確証がないと判断できるもの

※ 他の記載と合わせてサイト運営者が当該出品が違法であるかどうかを判断する。

### B. 正規の権利者の申し出および疎明によって当該出品が違法物であると判断できる場合

当該出品物の正規の権利者がサイト運営者に対して行う申し出および疎明に関する適格および手続きは以下のとおりとする。

#### 1.申告者適格

- ①権利者
- ②権利を有する外国法人の100%出資子会社である日本法人
- ③上記、①、②の代理人(日本国の弁護士資格をもった者に限る)

#### 2.申告方法

申告方法は以下のいずれかとする。

- ①プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会策定の「プロバイダ責任制限法ガイドライン」に記載の方法
- ②各オークション事業者と締結した契約に則った方法

#### 3.疎明

申告にあたり、「当該品を生産していない」「当該品の製造等ライセンスをしていない」「真贋識別根拠上明らか」などの書面による宣言が必要である。

#### 4.除外

以下のものに関しては本削除基準になじまないため、本ガイドラインからは除外する。

- ・創作性について疑義のあるものについての著作権侵害の主張
- ・不正競争防止法上の類似評価を伴うもの
- ・特許権侵害物

C. 違法出品の削除に関し、次のもの・態様の取り扱いに関しては、オークション事業者、権利者双方の認識が一致したため、本ガイドラインに明記する。(詳細は別紙のとおり)注

- (ア) 企業グッズ(ノベルティ)
- (イ) インクジェットプリンタ
- (ウ) シナリオ、設定集
- (エ) DVD(アニメ、ドラマ、音楽、映画)
- (オ) DVD レーベル、パッケージ
- (カ) ゲーム、ビジネスソフト、教育教材
- (キ) パーツのデータ、マニュアル DVD
- (ク) おまけ
- (ケ) 他サイトへの誘導

※注 なお、詳細な基準については機密情報が含まれていることから、一般には非公開としている。

## 2. サイト運営者、権利者の双方が不正商品流通防止活動に努めることとします。

1. 不正出品の削除に関し、両者間で仮に意見の対立が発生したとしても、互いの立場を尊重し、ビジネスマンとして品格のある言動を維持し折衝にあたること
2. 不正出品の削除に関し、十分な法律知識と社会常識を兼ね備えた者を折衝担当者にあて、窓口を一本化すること
3. インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会(以下、「本協議会」といいます)などを通じ、意見・情報交換について積極的に行うこと

### 2-1 サイト運営者は、以下の活動を積極的に行うものとします

1. 不正出品対策として、出品数(取扱い量)等、ビジネス規模の拡大に応じて相応の自主パトロール体制を構築すること
2. 権利者が自らの権利を侵害する行為を探知するためにインターネットオークションサイトにおけるパトロールを行う場合、これに協力すること

### 2-2. 権利者は、自ら権利保護活動を行うとともに、以下の前提にたってエンフォースメント(権利行使)を行うものとします

1. 権利保護や社会的に求められる市場の安定のためには、自ら相応のコストと体制をもって権利保護活動ならびに権利行使活動にあたる必要があると理解すること
2. 何らかの要請をサイト運営者に対して行う場合は、当該権利と自らの関係、主張の根拠について合理的に説明すること
3. 第2項の主張にあたっては、自らの主張の根拠資料については、自ら収集、保存しておくこと
4. 第2項の主張にあたっては、具体的な根拠に基づかない要請を行わないこと
5. 自主パトロールをする際の資料として利用するなど、サイト運営者が合理的な目的をもって協力を要請した場合は、開示可能な範囲に限って、情報提供に協力すること

## 3 ガイドラインの変更その他

1. 本ガイドラインはおおよそ1年ごとに、本協議会において、必要に応じて見直しを検討するものとします
2. 本ガイドラインは、前項の定期的な見直しにかかわらず、随時必要に応じて本協議会での承認を受けた上で変更できるものとします
3. 本ガイドラインは、本協議会参加者の合意に基づき制定されていますが、本協議会に参加していない者についてもこれに添った行動を促すものとします

以上